

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○知事権限に係る保安林の指定.....	(治山課) 37
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....	(治山課) 37
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....	(治山課) 37
○森林法による通知に代える公示.....	(治山課) 37
○土砂災害警戒区域の指定.....	(維持管理防災課) 38
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....	(維持管理防災課) 38
公 表	
○北海道人事行政の運営等の状況.....	(人事課) 39
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（3件）.....	39
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告（2件）.....	40
告 示	
北海道告示第566号	
森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。	
平成28年9月23日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
1 保安林の所在場所	礼文郡礼文町大字香深村字エコキナイ595地先（次の図に示す部分に限る。）
2 指 定 の 目 的	土砂の崩壊の防備
3 指 定 施 業 要 件	
(1) 立木の伐採の方法	
ア 主伐は、択伐による。	
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第567号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成28年9月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 芦別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び芦別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第568号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成28年9月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 茅部郡鹿部町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び鹿部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第569号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。

平成28年9月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 通 知 の 内 容 平成28年北海道告示第503号
(2) 所在が不明な者 有馬 忠三郎、小西 和、小西 清吉、宗教法人 阿主南寺、
鈴木 英亮、穂積 了順
(3) 掲 示 場 所 七飯町役場
2(1) 通 知 の 内 容 平成28年北海道告示第503号
(2) 所在が不明な者 百百 清、北原 高尾
(3) 掲 示 場 所 八雲町役場

北海道告示第570号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年9月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
シラヌマナイ川（Ⅰ－35－1290）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
幌泉郡えりも町字沢町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
観測所の沢川（Ⅱ－35－1280）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
幌泉郡えりも町字本町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
無名沢1の沢川（Ⅱ－35－1300）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
幌泉郡えりも町字新浜（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
えりも本町（Ⅰ－3－489－2129）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
幌泉郡えりも町字本町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（「次の図」は省略し、その図面を北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第571号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年9月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
えりも大和5（Ⅰ－3－481－2121）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
幌泉郡えりも町字大和（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
えりも大和6（Ⅰ－3－482－2122）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
幌泉郡えりも町字大和（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
えりも本町1－1(1)（Ⅰ－3－483－2123）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

幌泉郡えりも町字本町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 えりも本町1－2（I－3－485－2125） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 幌泉郡えりも町字本町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 えりも字新浜（I－3－487－2127） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 幌泉郡えりも町字新浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 えりも新浜1（I－3－490－2130） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 幌泉郡えりも町字新浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 えりも新浜2（I－3－490－2130－1） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 幌泉郡えりも町字新浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）
	公 表
	北海道人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年北海道条例第6号）第4条の規定により、平成27年度の北海道における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。 なお、「次のとおり」については、北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター及び各総合振興局・振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の閲覧に供するほか、北海道のホームページ（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/）から閲覧することができる。 平成28年9月23日 北海道知事 高 橋 はるみ
	総合振興局告示及び振興局告示 北海道渡島総合振興局告示第113号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成28年9月23日 北海道渡島総合振興局長 三戸部 正 行 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 (1) 乗用自動車の賃貸借（函館建設管理部建設行政課1台分） 一式 (2) 乗用自動車の賃貸借（函館建設管理部事業課1台分） 一式 2 落札を決定した日 平成28年9月6日 3 落札者の氏名及び住所 (1)ア 氏 名 株式会社函館マツダ イ 住 所 函館市宮前町30番6号 (2)ア 氏 名 函館日産自動車株式会社 イ 住 所 函館市石川町60番地 4 落札金額 (1) 25,272円 (2) 29,700円

5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成28年8月2日付け北海道渡島総合振興局告示第89号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道渡島総合振興局総務課 (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局告示第114号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成28年9月23日 北海道渡島総合振興局長 三戸部 正 行 1 落札に係る物品等の名称及び数量 自動車（貨物兼乗用自動車） 1台（自動車1台と交換） 2 落札を決定した日 平成28年9月6日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 函館日産自動車株式会社 (2) 住 所 函館市石川町60番地 4 落札金額 1,190,530円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成28年8月5日付け北海道渡島総合振興局告示第95号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道渡島総合振興局総務課 (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局告示第115号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成28年9月23日 北海道渡島総合振興局長 三戸部 正 行 1 落札に係る物品等の名称及び数量 自動車（乗用自動車） 1台（自動車2台と交換）	2 落札を決定した日 平成28年9月6日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 函館日産自動車株式会社 (2) 住 所 函館市石川町60番地 4 落札金額 1,054,330円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成28年7月26日付け北海道渡島総合振興局告示第87号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道渡島総合振興局総務課 (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号
	道 教 育 庁 教 育 局 告 示 北海道教育庁渡島教育局告示第48号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成28年9月23日 北海道教育庁渡島教育局長 辻 俊 行 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借 135台 一式 (2) 調達する物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 契 約 期 間 平成29年1月13日から平成34年12月28日まで なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。 (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成28年9月23日（金）から同年10月20日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎4階403号会議室（送付による場合は、郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 平成28年11月4日（金）午前10時（送付による場合は、同月2日（水）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金

- 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky>）においてダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
- 契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
- (3) 電話番号 0138-47-9029
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer 135 sets
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., November 4, 2016
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., November 2, 2016)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Oshima District Bureau of Education, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8557 Japan
Phone : 0138-47-9029

北海道教育庁日高教育局告示第24号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年9月23日

北海道教育庁日高教育局長 赤 間 幸 人

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

ア 北海道静内高等学校教育用パーソナルコンピュータ及び周辺機器等の賃貸借（42台分）一式

イ 北海道平取高等学校教育用パーソナルコンピュータ及び周辺機器等の賃貸借（42台分）一式

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契約期間 平成29年1月12日から平成35年1月11日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

(5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成28年9月23日から同年10月24日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 057-8588 浦河郡浦河町栄丘東通56号
北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 浦河郡浦河町栄丘東通56号 北海道日高合同庁舎2階201会議室（送付による場合は、郵便番号 057-8588 浦河郡浦河町栄丘東通56号 北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 平成28年11月7日（月）午前10時（送付による場合は、同月4日（金）午後1時必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成28年7月6日付け北海道教育庁日高教育局告示第23号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道教育庁日高教育局のホームページ（<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tyk/>）において、ダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たり単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 057-8588 浦河郡浦河町栄丘東通56号
- (3) 電 話 番 号 0146-22-9485

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Lease of personal computer 42 sets
- b Lease of personal computer 42 sets

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., November 7, 2016

(If mailed, bids must arrive no later than 1 : 00 P.M., November 4, 2016)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Hidaka District
Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Sakaeoka-higashi-dori 56,
Urakawa-cho, Urakawa-gun, Hokkaido 057-8558 Japan
Phone : 0146-22-9485

正 誤

○平成28年9月16日（第2819号）

北海道教育庁上川教育局告示第57号（特定調達契約に係る入札の公告）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

30 右 24から26

誤 ア 平成29年1月18日から平成35年12月28日まで
イ 平成29年1月16日から平成35年12月28日まで
ウ 平成29年1月16日から平成34年12月28日まで

正 ア 平成29年1月18日から平成34年12月28日まで
イ 平成29年1月16日から平成34年12月28日まで
ウ 平成29年1月16日から平成33年12月28日まで